

「2025 年日本国際博覧会 公式ガイドブック企画・編集・制作および出版業務」に係る 企画提案公募要領

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、2025年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）にて、「2025年日本国際博覧会 公式ガイドブック企画・編集・制作および出版業務」（以下、「本業務」という。）を予定している。

本業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、大阪・関西万博の公式ガイドブックとして、公式ならではの情報や読み物、写真などを多く盛り込み、幅広い年齢層に万博がどういったものかわかりやすく且つ魅力的なものであることが伝わるような公式ガイドブックの製造・販売を行うことを目的とする。また、多くの方の手元にいきわたることで、機運を高め、来場者の満足度向上および万博への深い理解と来場促進を図るため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

1 業務名

2025年日本国際博覧会 公式ガイドブック企画・編集・制作および出版業務

(1) 業務の趣旨・目的

協会では、大阪・関西万博の各パビリオンをはじめとする各種施設や関連する案内情報などを記載した魅力ある公式ガイドブックを企画・編集・制作し、より多くの方の手元へいきわたるよう多様化する書籍等の販売への対応が求められている。そこで、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、来場者の満足度向上および万博への深い理解と来場促進を図り、機運を高めることを目的とし、事業者を公募する。

(2) 業務概要

別添「仕様書」のとおり。

※ただし、「仕様書」および「セキュリティ要件一覧表」は協会に「仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式1）」および「参加資格確認申請書（様式2）」を提出した者に限り開示する。

(3) 契約期間

契約締結日から2026年2月28日まで

(4) 委託料

「2025年日本国際博覧会 公式ガイドブック企画・編集・制作および出版業務」特約条項3のとおり

2 スケジュール

2024年7月1日（月）	公募・仕様書等提供申込受付・質問受付開始
2024年7月8日（月）	仕様書提供申込受付締切
2024年7月10日（水）	質問締切
2024年7月16日（火）	質問回答

2024年7月22日（月）	提案書類提出締切
2024年7月下旬（予定）	選定委員会
2024年8月上旬（予定）	審査結果通知・最優秀事業者公表
2024年8月中旬（予定）	契約締結
2026年2月28日（土）	業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

また、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（5）、（6）は共同企業体として有していればよい。）なお、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税および地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 企画・販売する商品について、過去に同様又はそれに類する商品の販売実績および書店コードを有していること。

(6) 本業務内で取り扱う利用者情報等の個人情報の保護およびデータ管理の観点から、以下の認証のいずれかを取得していること。

ア 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001）

イ プライバシーマーク（JIS Q 15001）

4 応募の手続き

(1) 公募要領の配布

ア 配布期間

2024年7月1日（月）から2024年7月22日（月）まで

イ 配布物・配布方法

協会ホームページからダウンロードで配布（郵送による配布は行わない）。

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

※「仕様書」および「セキュリティ要件一覧表」は仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式1）」および「参加資格確認申請書（様式2）」提出後に電子メールで配布。（(2)仕様書等の提供のとおり）

・公募要領（本紙）

・契約書一式（別添1）

・仕様書

- ・セキュリティ要件一覧表
- ・仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式 1）
- ・参加資格確認申請書（様式 2）
- ・応募申込書（様式 3）
- ・事業実績申告書（様式 4）
- ・誓約書（様式 5）
- ・共同事業体届出書（様式 6）
- ・共同事業体協定書（様式 7）
- ・持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式 8）
- ・使用印鑑届（様式 9）
- ・持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 10）
- ・暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 11）
- ・質問票（様式 12）
- ・委任状（様式 13）

(2) 仕様書等の提供

ア 提供申込期間

2024 年 7 月 1 日（月）から 2024 年 7 月 8 日（月）17 時まで

※土曜日および日曜日を除く 10 時から 17 時まで（12 時から 13 時を除く）

イ 申請方法

仕様書等の提供を希望する事業者は、「仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式 1）」、および「参加資格確認申請書（様式 2）」の電子データ（PDF）を電子メールにより下記ウ送付先へ提出すること。

※「件名」に「【仕様書等提供申込】2025 年日本国際博覧会 公式ガイドブック企画・編集・制作および出版業務」と明記すること。

※口頭、持参、電話、ファクシミリによる開示申請は受け付けない。

ウ 送付先

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 広報・プロモーション局 広報部 広報企画課
（担当：永田、山内）

送付先メールアドレス：media@expo2025.or.jp

エ 開示方法

電子メールにより順次開示する。

(3) 質問の受付

ア 受付期間

2024 年 7 月 1 日（月）から 2024 年 7 月 10 日（水）17 時まで

イ 提出方法

電子メール（アドレス：media@expo2025.or.jp）まで送信すること。

※「件名」に「【質問】2025 年日本国際博覧会 公式ガイドブック企画・編集・制作および出版業務」と明記し、質問内容を「質問票」（様式 12）に記載して添付すること。

※協会への質問送信後、電話でのメール到達確認は不要とする。

※質問内容に応募者名を特定できる内容を記載してはならない。

※質問内容に応募者名を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行わな

い。

※ア受付期間以外に提出された質問に対する回答は行わない。

※口頭、持参、電話、ファクシミリによる問い合わせには応じない。

ウ 質問の回答

質問への回答は、7月16日（火）に(2)イにて仕様書等提供申込を行い、仕様書等の開示を受けた事業者に対してメール送信により行う。

なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【「2025年日本国際博覧会 公式ガイドブック企画・編集・制作および出版業務」の企画提案公募について】に掲載する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

(4) 応募書類の受付

ア 受付期間

2024年7月1日（月）から2024年7月22日（月）17時まで

イ 提出方法

下記の宛先へ郵送により提出すること。（持参による提出は不可）

※2024年7月22日（月）必着有効とする。

宛先：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

広報・プロモーション局 広報部 広報企画課（担当：永田、山内）

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階

また、提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類すべてのデータを送信すること。（送信先：media@expo2025.or.jp）

※メール送信量が10MBを超える場合は添付ファイルを分割して送信すること。

なお、電子メール送信後、必ず下記あてに電話を掛け着信の確認を行うこと。

（電話番号：06-6625-8654）

※土曜日および日曜日を除く10時から17時まで（12時から13時を除く）

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて事業者の負担とする。

(5) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本からは事業者名、社章等事業者を特定できる内容の記入を削除すること。

【応募時に必要な書類】

ア 企画提案書

(ア) 企画提案書（A4用紙、様式自由：原本1部、副本1部、副本の電磁媒体）

(イ) 全体概要（A3用紙1ページ、様式自由：原本1部、副本1部、副本の電磁媒体）

(ウ) 工程表（A3用紙1ページ、様式自由：原本1部、副本1部、副本の電磁媒体）

イ 応募申込書（様式3：原本1部、副本1部）

ウ 事業実績申告書（様式4：原本1部、副本1部）

※公募参加資格（5）の履行実績を詳細に記載すること

エ 誓約書（様式5：原本1部、副本1部）

オ 共同企業体で応募の場合

(ア) 共同企業体届出書（様式6：原本1部）

(イ) 共同企業体協定書（写し）（様式7：原本1部）

カ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式 8：原本 1 部）

(6) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(7) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(8) その他

ア 応募は 1 者 1 提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ A 4 ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R 等）に格納した PDF ファイルでも提出すること。

ウ 表紙および背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

＜記入例＞「2025 年日本国際博覧会 公式ガイドブック企画・編集・制作および出版業務」提案書 株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

5 説明会

実施しない。

6 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定します。

イ 審査は、書類審査にて行う。なお、選定委員が提案内容の理解を深める目的としてプレゼンテーションを求めることがある。プレゼンテーションの日時および概要は事前に通知を行う。なお、プレゼンテーションはリモート開催を予定している。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点未満の場合は採択しない。また、審査項目において 1 項目でも 0 点がある場合も採択しない。

エ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

オ 優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
業務の目的および内容の理解度	本業務の目的、主旨を十分にふまえた具体的かつ実効性の高い総合的な企画提案がなされており、来場者の満足度の向上が期待できるか。	20 点
企画・編集・販売内容	・公式ガイドブックについて多くの人が万博を楽しめるような機運醸成に資するページ構成となっているか。 ・企画・編集・製造から販売まで一貫した計画となっているか。	20 点
業務管理・運営体制	・本業務を確実に履行するための業務管理・運営体制が整っているか。 ・業務推進スケジュールは、無理なく実現可能な提案をできているか。	20 点

製造・販売能力	・公式ガイドブックの製造・販売能力が適切かつ十分なものであるか。 ・販売価格が適正であるか。	20点
実績	過去に本業務と同様又はそれに類する業務実績を有しているか。	20点
合計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 公式ガイドブック企画・編集・制作および出版業務の企画提案公募について】において公表する。
(<https://www.expo2025.or.jp//association/agreement/>)

- ① 最優秀提案事業者（名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）・評価点）
- ② 全提案事業者の名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名） ※50音順
- ③ 全提案事業者の評価点 ※得点順（提案事業者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。）
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名および選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

ア 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案事業者と応募した提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募書類の内容を意図的に開示すること。

エ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 契約交渉時の資格審査必要書類の提出

契約候補者は、選定委員会による審査後、以下資格審査に必要な書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

ア 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること。）

イ 法人登記簿謄本（1部）（発行日から3カ月以内のもの）

ウ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

①本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書

②税務署が発行する消費税および地方消費税の納税証明書

エ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

オ 使用印鑑届（様式9：原本1部）

カ 印鑑証明書（原本1部）

キ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式10：原本1部）

ク 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式11：原本1部）

ケ セキュリティ要件一覧表（原本１部）

※なお、契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、協会の連絡を受けてから２営業日後の１７時までには提出をすること。

7 契約手続きについて

契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で、契約を締結する。（別添１）

- (1) 協会は、受発注者双方のコスト削減および効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Light サービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、契約候補者に対し、協会から案内する。
- (2) 契約締結に際して、大阪府暴力団排除条例第１１条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (3) 契約締結に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式１０）を提出すること。
- (4) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (5) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約候補者としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

8 持続可能性の確保

- (1) 契約候補者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 契約候補者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
https://www.expo2025.or.jp/wp-content/themes/expo2025or.jp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf
- (3) 契約候補者は、協会がサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 契約候補者は、協会が調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約候補者が協力が支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。
- (5) 協会が契約候補者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約候補者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

9 その他

- ・提案の応募にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- ・私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）および刑法（明治四十年法律第四十五号）等を遵守すること。
- ・本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。